



町民幸福度アンケート調査を実施しました！

令和5年度町民幸福度アンケート調査の概要

昨年9月にご協力いただきました、「町民幸福度アンケート調査」は、中頓別町総合計画の達成度や町民の幸福度を時系列に測るため、「パネル調査」という方法を採用し、回答者が複数年度に渡り、同じ設問に回答し、その変化を追跡して分析調査を行うため、令和2年に回答いただいた520名の町民のうち、在住されている467名の方々にご依頼いたしました。

回答いただいた内容の分析調査結果がまとまりましたので、今月号より複数回に分けて集計結果をお知らせいたします。

今回の回答数について

	対象数	調査票未着数	回収数	回収率*	無記名	有効回収数	有効回収率*
中頓別町民	467	19	208	46.4%	28	180	40.2%

*回収率=回収数 / (対象数 - 調査票未着数) *有効回収率=有効回収数 / (対象者数・調査票未着数)

幸福度の集計結果について

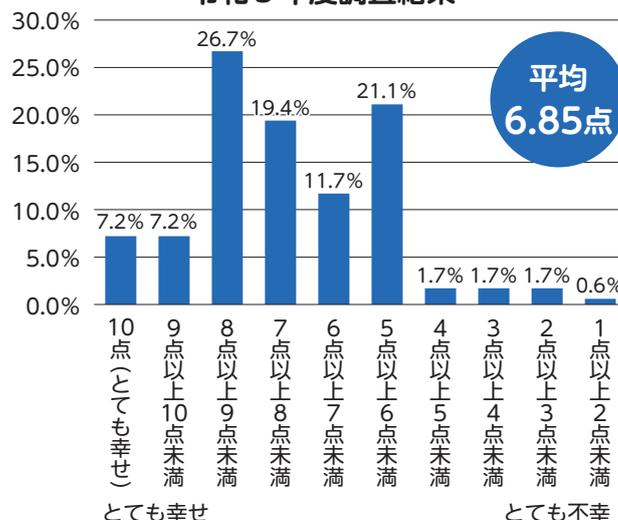
調査日時時点で、どの程度幸福だと感じているか、「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を1点として幸福度をたずねたところ、「8点以上9点未満」の割合が26.7%と最も高く、次いで「5点以上6点未満」が21.1%、「7点以上8点未満」が19.4%となっている。幸福度の平均は、6.85点でした。

令和2年調査は、「8点以上9点未満」の割合が多く21.3%で、平均値は6.84点と、今回と大差ない結果でした。

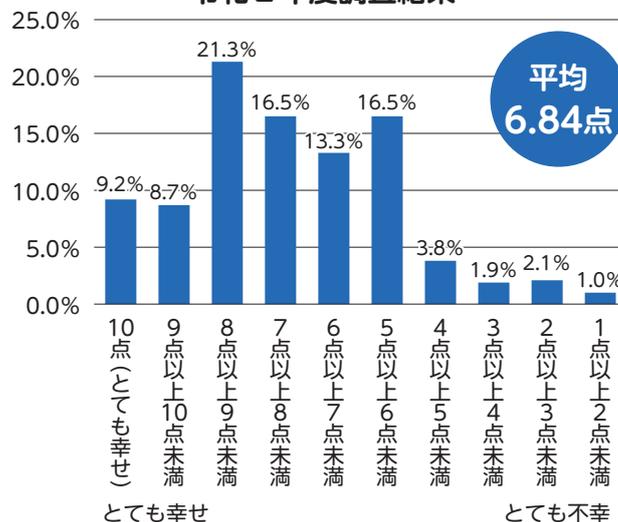
令和2年度と令和5年度の幸福度の比較

	令和2年度		令和5年度	
	件数	%	件数	%
10点(とても幸せ)	48	9.2%	13	7.2%
9点以上10点未満	45	8.7%	13	7.2%
8点以上9点未満	111	21.3%	48	26.7%
7点以上8点未満	86	16.5%	35	19.4%
6点以上7点未満	69	13.3%	21	11.7%
5点以上6点未満	86	16.5%	38	21.1%
4点以上5点未満	20	3.8%	3	1.7%
3点以上4点未満	10	1.9%	3	1.7%
2点以上3点未満	11	2.1%	3	1.7%
1点以上2点未満	5	1.0%	1	0.6%
無回答	29	5.6%	2	1.1%
合計	520	100.0%	180	100.0%
平均点数	6.84		6.85	

令和5年度調査結果



令和2年度調査結果





一定面積以上の土地取引には届出が必要です

限られた資源であり国民にとって日常生活の基盤となる土地（国土）の総合的・計画的な利用を図ることを目的として、昭和49年に国土利用計画法（国土法）が制定されました。国土法では、国土の適切・効率的な利用の妨げとなる土地取引や地価の上昇を招く恐れのある土地取引について、様々な規制（届出・許可制度）が定められています。現在は「事後届出制」として、一定規模以上の土地の権利取得者（譲受人）に対して土地売買などの契約後の届出を義務付けています。この届出がされるとその土地の利用目的を審査し、必要があれば届出者に対して助言や勧告をするなど適切な土地利用を図るための措置を行います。

土地売買などの届出について

- ・届出対象となる土地の所有権売買などを行ったときは、土地の権利取得者（譲受人）は国土法第23条に基づいて、契約を締結した日から2週間以内（契約締結日を含む）にその旨を下記のお問合せまで、届出しなければなりません。

届出対象となる土地

- ・市街化区域内の土地（2,000㎡以上）
- ・市街化調整域区域内の土地（5,000㎡以上）
- ・上記以外の土地（10,000㎡以上）

※取引1件あたりの土地が上記に該当する場合は届出が必要です。また、一体利用が可能なひとまとまりの土地を取得する予定があり、それら土地全体（買いの一団）で上記に該当する場合は、すべての取引ごとに届出が必要です。

※買いの一団とは、一連の計画の下で所有権等の権利を取得する予定または可能性のある、「現に一体の土地を構成しているか、または一体として利用することが可能なひとまとまりの土地（一団の土地）」のことです。

届出期限

- ・契約締結日から2週間以内（提出期限を過ぎた場合でも届出書の提出にご協力願います。）

土地売買などの届出について

- ・土地売買等届出書
- ・土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- ・土地及びその付近を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面
- ・土地売買等契約書の写し（1部）
- ・委任状（代理人が届出する場合）

※提出様式などは問合せ窓口にて備え付けてあります。



罰 則

- ・届出をしないと法律で罰せられることがあります。

お問い合わせ 政策経営課 (01634-8-7671)